

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う揭示

2024 年の診療報酬改定により、ソラーナ訪問看護ステーションは、関東厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うこととします。これに伴いまして、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算させていただきます。これに係る施設基準は別掲の通りとなります。

株式会社 Solana Medics
ソラーナ訪問看護ステーション